

平成 25 年度

北栄町国民健康保険事業計画

北栄町

健康推進課

I はじめに

北栄町の国民健康保険は、医療費の年々増加などにより、財政的に極めて厳しい状況が続いています。毎年、保険税率の改定を検討してきましたが、被保険者の負担増を考慮し、税率の改定は行わず、一般会計からの補てんを行うことによって会計の収支を維持してきました。

国民健康保険制度は、国民皆保険体制を維持していく上で重要な役割を果たしており、国保財政の健全な運営、国保加入者の健康維持のために、平成 25 年度においては 4 年ぶりの税率改正のほか、以下に定める取り組み方針に基づいて事務・事業を実施することとします。

II 取り組み方針

1 保険税率の改正

国保会計においては財源不足にもかかわらず、税率改正を行わなかったため、平成 22 年度から一般会計による赤字補てん繰入が続いていました。

その繰入金も平成 24、25 年度と多額になるとの見込みから、平成 25 年度においては税率改正を行います。

【税率の推移】

区 分		H20	H21	H22	H23	H24	H25
医療分	所得割 (%)	4.85	5.19	→	→	→	5.62
	資産割 (%)	20.00	23.30	→	→	→	24.8
	均等割 (円)	20,000	22,800	→	→	→	24,800
	平等割 (円)	18,500	19,600	→	→	→	23,400
	限度額 (円)	470,000	→	500,000	510,000	→	→
後期高齢者分	所得割 (%)	1.60	1.81	→	→	→	→
	資産割 (%)	8.50	→	→	→	→	→
	均等割 (円)	7,300	7,600	→	→	→	→
	平等割 (円)	6,600	7,200	→	→	→	→
	限度額 (円)	120,000	→	130,000	140,000	→	→
介護分	所得割 (%)	0.97	1.15	→	→	→	1.36
	資産割 (%)	7.80	7.80	→	→	→	8.00
	均等割 (円)	9,200	8,000	→	→	→	8,200
	平等割 (円)	5,600	5,600	→	→	→	5,800
	限度額 (円)	90,000	100,000	→	120,000	→	→

2 保険税収納率向上の取り組み

(1) 滞納整理の強化

税務課を中心に以下のとおりさまざまな取り組みを実施しながら、滞納整理の強化を図ってきました。結果、徴収率は県内でトップクラスを維持しており、平成 25 年度もこれまでの手法を継続し、高い収納率の維持・向上を目指します。

- ・納付相談等の実施：催告書の送付、臨戸訪問、納付相談の実施
- ・町税等滞納整理対策本部の設置：保育料、上下水道料金、家賃などの徴収部署が連携して徴収を実施
- ・徴収月間の設定：管理職を動員し徴収班を編成しての夜間訪問徴収の実施、夜間電話催促の実施
- ・徴収の委託：長期滞納者について鳥取中部ふるさと広域連合に徴収を委託
- ・差し押さえ等の実施：財産調査の実施後、財産差し押さえ、公売等の実施

(2) 口座振替等の納付の推進

窓口における国保加入手続きの際や臨戸訪問時に口座振替を勧奨したり、コンビニ収納を推進したりしてきました。今年度も継続して、口座振替、コンビニ納付を推進します。

(3) 短期被保険者証等の交付

保険税滞納者のうち、納付相談を実施したり納付計画に基づいた納付を行っている場合などには短期被保険者証を交付し収納率の向上を図り、また悪質な滞納者へは税の公平負担の観点から被保険者資格証明書を交付してきました。今年度も引き続き、短期被保険者証（1 か月、3 か月、6 か月）、被保険者資格証明書を交付し、収納率向上を目指します。

3 適用適正化への取り組み

(1) 未適用者の防止

社会保険等の資格喪失者については、早期に国保加入を行うよう啓発を行い、資格を遡及して適用させる必要が生じたときは、給付等に係る事項の取扱いに留意しながら、国保税について遡及して適正に賦課することが必要です。この趣旨に則り、平成 25 年度も継続して事務を行います。

(2) 退職者被保険者の適用

厚生年金や共済年金を受けている方で年金加入期間が 20 年以上、もしくは 40 歳以降で 10 年以上の加入期間がある方は、退職者医療制度で医療を受診することができます。その際の保険給付に対しては被用者保険等からの拠出金が交付されるため、退職者医療制度への適用をすることにより国保財政の負担軽減が図れます。

これまで退職被保険者適用の適正化については、加入手続き時の聞き取りにより、また社会保険庁から提供される年金受給者リストの活用により早期の把握に努めてきましたが、今年度も引き続き適用の適正化に努めます。

(3) 資格喪失後受診への対応

社会保険等に加入した後も国民健康保険で受診する「資格喪失後受診」は、本来医療保険者が支払うべき保険給付費を本町の国保が支払うことになるため、資格喪失後の受診をなくすことが医療費適正化への取り組みとなります。

資格喪失後の保険証の回収、また、国保資格喪失後受診に対する保険給付費の返還請求について、平成 25 年度も同様に、適正に対応します。

4 医療費適正化への取り組み

(1) レセプト点検の充実

診療報酬を適正に支払うために、レセプトの確実な点検が重要になっています。平成 25 年度も引き続き、一層の点検強化を図るためレセプト点検員を県や主国保連合会主催の研修会へ派遣し、点検員の資質向上を行います。

(2) 特定健診・特定保健指導

平成 20 年 4 月から、国保の 40 歳以上の加入者を対象にメタボリックシンドロームに着目した健康診査及び保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられました。

受診率向上に向けて、町報、告知放送等を活用し周知を行うとともに、自治会の協力を得て、自治会放送やポスター掲示を行ってきました。また、未受診者に対する個別通知の送付、日曜健診の導入などを実施してきましたが、平成 24 年度の受診率は、32.1%になる見込みとなり、目標値である 65%に比べ低い受診率となっています。

平成 25 年度については、これまで実施してきた広報、日曜健診を継続実施し、未受診者対策として、平成 20 年度の特定健診開始以来一度も受診していない人に早い段階でハガキ通知を行うほか、平成 22 年度から一度も受診をしていない 43～64 歳及び平成 22 年度までに受診履歴があり、23 年度から一度も受診をしていない 43 歳～74 歳の人を対象に重点的に受診勧奨を行い受診率向上を目指します。

	受診履歴						通知方法	対象年齢
	H20	H21	H22	H23	H24	H25		
①	×	×	×	×	×	-	はがき	45 歳～74 歳
②	/	/	×	×	×	-	受診券を 同封	43 歳～64 歳
③	┌───┐			×	×	-		45 歳～74 歳

(3) 食生活改善推進員等との連携

住民の健康は、医療費の減少につながります。毎年度、健康づくりのため健診結果等に基づく保健師等による訪問、栄養士及び各地区の食生活改善推進員による伝達講習、健康サポーター、各自治会の健康推進員との連携によるいきいき健康講座などを実施してきました。

平成 25 年度はこれらの継続実施に加え、5 年ぶりとなる健康づくり町民大会を開催し、町民の健康増進を図ります。

(4) ジェネリック医薬費

ジェネリック医薬品は先発医薬品の半額（平均的に）であり、医療費にかかる薬剤費抑制につながります。これまで町報等によりジェネリック医薬品についての情報提供を行ってきたほか、『ジェネリック医薬品希望カード』を加入等の窓口手続き時や特定健診受診時に配布し、使用普及の啓発を行ってきました。

平成 25 年度は、新規の啓発事業としてジェネリック希望シールを配布するほか、昨年度開始したジェネリック医薬品に切り替えた場合の医療費差額通知を年 2 回行い、医療費（薬剤費）の削減につなげます。

発送月 8 月、1 月（調査はその前月）

対象者 35 歳以上で、薬代の自己負担額が 300 円以上抑制できる方

(5) 医療費通知

医療費通知には、受診者にコスト意識を持っていただくことや、制度に対する正しい知識の習得、医療機関の不正請求等の抑制効果を期待し、年間 6 月分の通知を行っています。

平成 25 年度も引き続き医療費通知を行います。2 月分を 1 回の通知で行うことが可能になったため、通知回数を減らし、事務費の軽減を行うことを検討します。

(6) 第三者行為の適正処理

交通事故やけんか等、第三者の行為が原因で治療を受ける場合、本来は加害者が治療費を負担すべきもので、国保が負担すべきものではありません。二重給付や不正給付を防止するためにも、速やかに事実関係を調査し、適正な事務処理を積極的に行う必要があります。

今年度も、国保総合システムを有効に活用し、レセプトからの第三者行為の発見に努めます。

5 その他の取り組み

(1) 広報

町民に国保のしくみ、財政状況、事業内容等の周知を図り、関心・理解を深めていただくため、次の媒体を利用し広報を行います。

特に、税率改正については、被保険者の理解が得られるよう、わかりやすい広報を目指します。

- ・町報の活用、ケーブルテレビの活用、ホームページの活用

(2) 職場研修の充実

国・県等で開催される国保研修に積極的に参加し、職員等として必要な制度改正等に対応できる能力を習得します。

参考資料

※単位は千円、平成24年度はH25.5.14現在

1 国民健康保険事業特別会計 決算額の推移
(歳入)

歳入	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
国保税	458,947	24.7%	428,444	23.1%	446,316	24.3%	438,241	23.4%
補助金・交付金	1,308,276	70.5%	1,232,931	66.6%	1,271,976	69.2%	1,293,913	68.9%
繰越金	0	0.0%	54,637	3.0%	114	0.0%	1,936	0.1%
基金取り崩し	0	-	0	-	0	-	0	-
その他収入 (うち赤字補填繰入)	88,652 (0)	4.8%	135,898 (22,400)	7.3% (1.2%)	118,670 (11,000)	6.5% (0.6%)	143,190 (44,500)	7.6% (2.3%)
歳入決算額	1,855,875	100.0%	1,851,910	100.0%	1,837,076	100.0%	1,877,280	100.0%

(歳出)

歳出	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
保険給付費	1,183,919	65.7%	1,229,283	66.4%	1,229,818	67.0%	1,242,193	66.5%
拠出金・納付金	553,884	30.8%	541,000	29.2%	569,177	31.0%	601,475	31.1%
その他支出	63,435	3.5%	81,018	4.4%	36,145	2.0%	33,612	2.4%
歳出決算額	1,801,238	100.0%	1,851,301	100.0%	1,835,140	100.0%	1,877,280	100.0%

2 国民健康保険税の推移

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
現年分	調定額	463,476	428,664	445,005	437,457
	収入額	450,198	417,668	434,055	425,390
	収納率	97.1%	97.4%	97.5%	97.2%
滞納分	調定額	46,038	49,312	48,835	44,712
	収入額	8,750	10,776	12,261	12,851
	収納率	19.0%	21.9%	25.1%	28.7%
合計	調定額	509,514	477,976	493,840	482,169
	収入率	458,948	428,444	446,316	438,241
	収納率	90.1%	89.6%	90.4%	90.9%

3 特定健診等の目標(国)と実績

項目		21年度	22年度	23年度	24年度
健診受診率	目標	40%	50%	60%	65%
	実績	32.4%	30.9%	33.8%	32.1%
指導実施率	目標	30%	35%	40%	45%
	実績	6.2%	13.5%	21.2%	19.5%